

# 消費者裁判手続特例法等に関する検討会 報告書について

令和3年10月  
消費者庁

# 消費者裁判手続特例法の概要

※消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)

## 背景

- 消費者被害では**同種被害が多発**
- 訴訟による被害回復は困難  
(泣き寝入り)
  - ・事業者と消費者との間の**構造的格差**  
(情報量・交渉力等)
  - ・訴訟に要する**費用・労力**

- 諸外国の制度の長所・短所を検討し我が国に適した**新しい訴訟制度**を創設  
(同時期にフランスにおいても類似の制度)

平成28年10月1日施行

- 下位法令・ガイドライン等
  - ・政令(施行令)
  - ・内閣府令(施行規則)
  - ・最高裁判所規則
  - ・ガイドライン等

## 概要

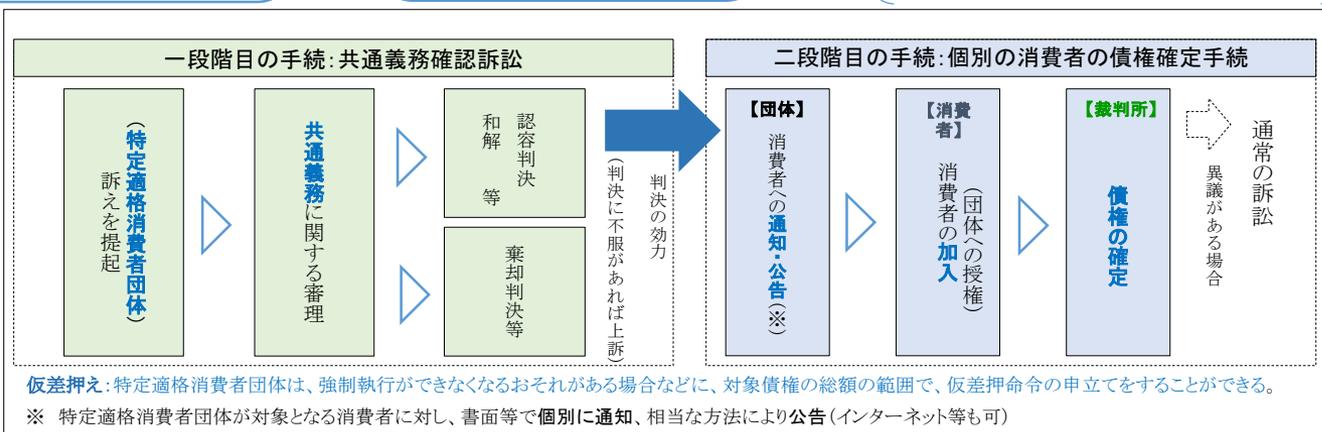
### 二段階型の訴訟制度

#### 【一段階目】

事業者の**共通義務**  
(**金銭支払義務**)を確認

#### 【二段階目】

個別消費者の**債権**を確定  
(誰に、いくら支払うか)



特定適格消費者団体	対象となる事案	新しい訴訟制度のメリット
<p>適格消費者団体から新たな認定要件を満たす者を内閣総理大臣が認定。</p> <p>【新たな認定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている</li> <li>・弁護士を理事として選任</li> <li>・費用・報酬等の額又は算定方法が消費者の利益の擁護の見地から<b>不当なものでない</b>等</li> </ul> <p>【責務規定・行為規範】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濫訴等の禁止</li> <li>・弁護士に追行させる義務</li> <li>・個人情報の適正な管理</li> <li>・財産上の利益の受領禁止</li> <li>・内閣総理大臣(消費者庁)による監督の対象等 (適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)</li> </ul>	<p>消費者契約に関する<b>金銭支払義務</b>のうち以下のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約上の<b>債務の履行の請求</b></li> <li>② <b>不当利得に係る請求</b></li> <li>③ 契約上の<b>債務の不履行による損害賠償の請求</b></li> <li>④ <b>不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求</b></li> </ol> <p>※ いわゆる<b>拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料</b>を除く ※ 本法律の施行前に締結された契約に関するものを除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで泣き寝入りしてきた消費者被害の回復が可能に</li> <li>○ 個々の消費者が多くの手続を行うことなく、<b>消費者団体の持つ専門的な知識や交渉力を活用</b>することが可能</li> <li>○ 紛争の<b>一回的解決</b>を図ることができる</li> </ul>

## ○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)附則(抄)

第五条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※下線は消費者庁

# 消費者裁判手続特例法等に関する検討会について

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)

制定(平成25年)

【附則】

・施行後3年を経過した場合に、施行の状況等を勘案し、法律の規定等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

【平成28年10月より施行】

・3団体が認定  
・5事業者を被告として訴訟提起  
・訴訟外の申入れ→任意の返金

検討会の開催(令和3年)

・消費者裁判手続特例法等について、同法の運用状況を踏まえつつ、消費者にとっての利用のしやすさ、特定適格消費者団体の社会的意義・果たすべき役割等の多角的な観点から検討を行う

## 委員一覧 (◎=座長、○=座長代理、以下五十音順、敬称略)

◎ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
○ 沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
飯田 高	東京大学社会科学研究所教授
大高 友一	弁護士、日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会幹事
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科教授
木村 健太郎	一般社団法人日本経済団体連合会 消費者裁判手続特例法改正検討ワーキンググループ委員、弁護士
河野 康子	特定非営利活動法人消費者スマイル基金事務局長、一般財団法人日本消費者協会理事
後藤 準	全国商工会連合会常務理事

※オブザーバーとして、最高裁判所、法務省、国民生活センター、特定適格消費者団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西、埼玉消費者被害をなくす会)が参加

## 検討会の開催状況

第1回(3月24日)	・検討会の進め方等 ・委員のプレゼン
第2回(4月22日)	・特定適格消費者団体へのヒアリング(非公開) ・消費者団体訴訟制度の現状と課題について ・今後の検討事項について
第3回(5月13日)	・総論 ・対象となる事案の範囲① ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方①
第4回(5月20日)	・対象消費者への情報提供の在り方① ・実効性、効率性及び利便性を高める方策① ・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備①
第5回(6月3日)	・対象となる事案の範囲② ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方②
第6回(6月17日)	・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備② ・対象消費者への情報提供の在り方② ・実効性、効率性及び利便性を高める方策②
第7回(7月14日)	・対象となる事案の範囲③ ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方③
第8回(7月28日)	・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備③ ・対象消費者への情報提供の在り方③ ・実効性、効率性及び利便性を高める方策③
第9回(8月5日)	・対象となる事案の範囲④ ・実効性、効率性及び利便性を高める方策④ ・その他
第10回(8月30日)	・報告書作成に向けた議論
第11回(9月28日)	・報告書作成に向けた議論、取りまとめ

# 消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書の概要

## 検討の経緯・背景

- 附則の見直し規定への対応
  - 制度の活用範囲が未だ広がりやを欠いていること、制度運用により把握された課題への対応 等
- 消費者団体訴訟制度は**社会的インフラ**の一つ
  - 現状は、期待される役割が十分に発揮されるための**強力な挺入れが必要なスタートアップの段階**



消費者にとって利用しやすく、消費者被害の救済を更に推し進める制度へと進化させるとともに、制度を担う団体の活動を支える環境整備を行う

## 制度的な対応

- 対象となる事案の範囲の見直し
  - ✓ 一定の慰謝料・悪質商法に関与する個人の追加
  - ✓ 対象事案の解釈の明確化 等
- 共通義務確認訴訟における和解の柔軟化
- 対象消費者への情報提供の実効性確保
  - ✓ 通知方法の見直し
  - ✓ 役割分担と費用負担の見直し 等
- そのほか、制度運用上の課題に対応  
(手続のIT化、団体の情報取得手段の整備、時効に関する規律の見直し、記録の閲覧等の見直し 等)

## 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備

- 指定法人(制度の実効的な運用を支える第三者的な主体)制度の創設
- 制度や団体に関する理解促進
- 事務負担の軽減等

## 今後のスケジュール

- 消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書 公表(10月8日)
- 消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見募集(10月8日～11月7日)  
各種意見交換
- 上記を踏まえ、法制的な検討